

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 23 日

葛飾区長

葛飾区条例第44号

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例

葛飾区子ども未来プラザ条例（令和元年葛飾区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（一時預かり事業の利用に係る使用料）

第 6 条 一時預かり事業の利用に係る使用料は、0 円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。